

移動支援サービス(平成30年4月改正)

包括部分

サービス種類	区分	0.5時間未満	0.5時間以上 1時間未満	1時間以上 1.5時間未満	以降 0.5時間ごと
移動支援	基本	105単位	199単位	227単位	75単位
	基本(身体介護)	256単位	405単位	453単位	75単位

※但し、0.5時間未満の請求は、20分以上のサービス提供が必要。
0.5時間以上1時間未満の請求は45分以上のサービス提供が必要。
1時間以上1.5時間未満の請求は、1時間15分以上のサービス提供が必要。

サービス単位数	=	単位数 × 提供回数	
総費用額(100/100)	=	サービス単位数合計 × 単位数単価	(小数点以下切捨て)
補助金額	=	総費用額 × 給付率(90/100)	(小数点以下切捨て)
利用者負担額	=	総費用額 - 補助金額	
単位数単価 4級地		10.72円	(※平成30年4月サービス提供分より)

※2人付けの2人目は同単位とする。

※夜間・早朝、深夜加算は算定しない。

※従業者については、介護福祉士又は初任者研修過程修了者を基本とする。
(肢体障害者には全身性障害者外出介護従業者養成研修課程修了者等)

3級ヘルパー等がサービス提供を行った場合には、移動支援身体介護なしで10%、移動支援身体介護ありで30%の減算(ただし5時間以上は身体介護なしと同単位)を行う。

※3級ヘルパー等・・・障害者居宅介護従業者基礎研修過程修了、居宅介護従業者養成研修3級、訪問介護員3級、みなし証明者(支援費制度以前のサービス従事経験がある者で、必要な知識及び技術を有することを知事等が証明した者。証明されたサービスに対応した障害種別を対象。)

※単位数単価の改定は、平成30年4月サービス提供分からの適用となります。